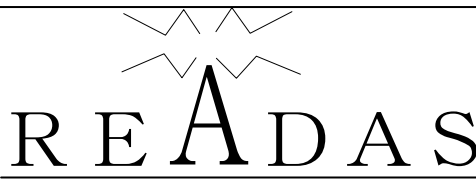


第 4367 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2011年)平成23年 11月 17日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 東日本大震災からの復興税制改正

**Q**：東日本大震災からの復興税制改正が示されたそうですが、どのような内容なのですか？

**A**：所得税、法人税、たばこ税の増税により復興財源を確保しようとするものです。

### 【解説】

東日本大震災からの復興税制改正の主な内容は次のとおりです。

#### 【復興特別所得税】

- ①所得税額は、その年分の基準所得税額に4%の税率を乗じて計算した額となります。
- ②対象は、平成25年から平成34年までです。

#### 【復興特別法人税】

- ①法人税額は、各事業年度の基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した額となります。
- ②対象は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度です。

#### 【たばこ税】

- ①たばこ税は、1,000本1,000円の税額となります。
- ②対象は、平成24年10月1日から平成34年9月30日までです。

#### 【個人住民税】

- ①均等割りの税率が年額4,000円から4,500円になります。
- ②対象は、平成26年度から平成30年度までです。

#### 【地方のたばこ税】

- ①1,000本につき1,000円引上げられます。
- ②旧3級品は1,000本につき475円引上げです。
- ③対象は平成24年10月から平成29年9月です。

